

事務連絡
令和4年5月19日

各〔都道府県〕
〔市町村〕
〔特別区〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチンの職域接種における接種券が回収できない場合の費用請求について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

職域（大学等を含む。）における新型コロナウイルスに係るワクチン接種（以下「職域接種」という。）については、接種の加速化の観点から、接種券なしでの接種を可能としており、また、職域における3回目接種（以下「職域追加接種」という。）においては、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、接種券発行が間に合わず、接種日までに接種券が届かなかった場合等において、接種券の発行を待たずに追加接種を実施することを可能としています。

いずれの場合においても、接種後に接種券を回収し、当該接種券を貼付した予診票等により、VRSへの接種記録の登録や費用請求が行われているところ、再三の努力によっても、接種券の回収ができない事例が散見されています。

このため、接種券の貼付がない予診票等の原本による支払いについて、個人情報保護に係る条例等に照らして、下記の対応が可能か検討の上、可能な範囲で対応いただくようお願いいたします。

なお、下記の対応は、医療従事者が勤務先の医療機関で接種を行った場合や、高齢者施設入所者が入所先施設で接種を行った場合等に適用することも考えられることを申し添えます。

記

職域接種実施企業等から、再三の努力によっても接種券等の回収が困難であると申し出があった場合は、当該予診票を確認の上、例えば、下記による対応が考えられること。

イ 予診票受理後、企業等に対して接種券等を送付することが困難である場合

- ① 職域（追加）接種実施企業等において、接種券の貼付がない予診票等の原本について、市町村（特別区含む。以下同じ。）ごとに取りまとめ、市町村別に請求書及び

口座届出書を添付し、それぞれの市町村あてに直接、費用請求を行う。(口座届出書の参考様式は医療機関向け手引き様式 5-1 に示すが、当該市町村から示される様式を用いること。)

- ② ①による請求資料を受理した市町村において、添付されている予診票原本に係る住民の接種券等の再発行等を行う。このとき、当該住民の接種記録等を確認し、重複支払い等がないことを確認する。
- ③ 接種券の再発行等が行われた予診票について、VRS への登録及び費用請求処理を行う。

ロ 予診票受領後、企業等に対して接種券等を送付することが可能である場合

- ① 職域（追加）接種実施企業等において、接種券の貼付がない予診票等のスキャンデータ等を市町村ごとに取りまとめ、それぞれの市町村あてに直接、送付する。
- ② ①により予診票のスキャンデータ等の送付を受けた市町村において、当該予診票に係る住民の接種券等を発行する。このとき、当該住民の接種記録等を確認し、重複支払等がないことを確認する。
- ③ ②により発行された接種券等を当該企業等に送付し、当該企業等において「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」により、VRS への接種記録の登録及び費用請求を行う（令和 3 年 11 月 30 日までの旧予診票による請求と、令和 3 年 12 月 1 日以降の新予診票による請求については取扱いが異なることに留意すること。）。

なお、上記イ及びロいずれの場合においても、住民票所在地の市町村と予診票に記載されている住所地の市町村が異なる場合は費用の支払いができないこと。この場合においては、当該予診票の送付があった職域（追加）接種企業等に費用の支払いができない対象者の情報を伝達すること。

また、上記による取扱いは、あくまで例外的な対応であり、まずは職域（追加）接種実施企業等において接種券等の回収に向けて取り組み、接種券が貼付された予診票等の原本により、費用請求を行う点について留意する必要があること。

新型コロナウイルスワクチンの職域接種における接種券が回収できない場合の費用請求

考え方

- 職域（追加）接種において、接種券の貼付がない予診票により接種を実施した後に、再三の努力によっても、接種券の回収ができない事例が見られる。
- 職域（追加）接種実施企業等において接種券等の回収に向けて努めた上でなお、接種券等の回収が困難であると申し出があった場合に、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の個人情報保護にかかる条例等に照らして、以下イ又はロによる対応が可能か検討し、可能な範囲で対応いただきたい。
- 医療従事者が勤務先の医療機関で接種を行った場合や、高齢者施設入所者が入所先施設で接種を行った場合等に適用することも考えられる。

イ. 予診票受理後、市町村において、企業等に対して接種券等を送付することが困難である場合



ロ. 予診票受理後、市町村において、企業等に対して接種券等を送付することが可能である場合

